

平成 28 年度あっせん事業体制整備事業 選択肢提示対応支援事業

選択肢提示(脳死下臓器提供・心停止下臓器提供)に関する調査用紙(第一次調査)

※同封の返信用封筒にて平成 28 年 11 月 30 日(水)までにご返信くださいますようお願い申し上げます。

回答者

所在地	都・道・府・県	施設名	
記入責任者	(職種)	(役職)	
	(氏名)		

【定義】

本調査における「脳死の状態」とは、「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針(ガイドライン)第 7 脳死下での臓器移植にかかわらない一般の脳死判定に関する事項を指します。

『法は、臓器移植の適正な実施に関して必要な事項を定めているものであり、脳死下での臓器移植にかかわらない一般の脳死判定について定めているものではないこと。このため、治療方針の決定等のために行われる一般の脳死判定については、従来どおりの取扱いで差し支えないこと。』

当てはまる記号を○で囲んでください。

Q1 貴施設では、選択肢提示を行うことを施設の方針とされていますか。

ア 方針としている(時と場合に応じて判断して行う場合を含む) ⇒ SQ1-1へ

イ 方針としていない ⇒ SQ1-6へ

【貴施設として選択肢提示を行うことを方針としている場合、下記の設問にご回答をお願い申し上げます。】

SQ1-1 (Q1で「ア 方針としている」を選択した場合)

施設の方針では、どのような条件を満たす場合に、だれが、どのように選択肢提示を行うか、決められていますか。

ア はい ⇒ SQ1-2へ

イ いいえ ⇒ SQ1-6へ

SQ1-2 (SQ1-1で「ア はい」を選択した場合)

貴施設で定められた方針では、だれが選択肢提示を行うことになっていますか。(複数回答可)

- ア 主治医(または主治医チーム)
- イ 受持ち看護師
- ウ 院内コーディネーター等の担当者
- エ 時と場合に応じて判断
- オ その他()

SQ1-3 (SQ1-1で「ア はい」を選択した場合)

貴施設で定められた方針では、どのように選択肢提示を行うことになっていますか。

- ア 口頭
- イ 書面
- ウ 口頭と書面
- エ 口頭または書面
- オ その他()

SQ1-4 (SQ1-1で「ア はい」を選択した場合)

貴施設で定められた方針では、どのような条件を満たす場合に選択肢提示を行うことになっていますか。(複数回答可)

- ア 人工呼吸器を装着するかどうか患者家族と相談した結果、装着しないと決めたとき
- イ 治療方針を患者家族と相談した結果、積極的治療を行わないと決めたとき
- ウ 治療方針を患者家族と相談した結果、急変時蘇生処置を行わないと決めたとき
- エ 臨床的所見から回復の見込みがないと判断したとき
- オ 臨床的所見から脳死の状態と考えられるとき
- カ 臓器移植法ガイドラインに定める「脳死とされうる状態」と判断したとき
- キ 臓器提供の適応があると判断したとき
- ク 患者家族から臓器提供に関する質問等を受けたとき
- ケ 主治医(または主治医チーム)が患者家族の病状受容の状況等を考慮して適切だと判断したとき
- コ その他()

SQ1-5 (SQ1-1で「ア はい」を選択した場合)

選択肢提示を行うことを施設の方針とするために、どのようなことを行いましたか。

(複数回答可)

- ア 臓器提供委員会や院内コーディネーター会議等の設置
- イ 施設長の了承
- ウ 倫理委員会等の決議
- エ マニュアルやプロトコルの作成と共有
- オ 選択肢提示のパンフレット等のツールの作成
- カ 職員対象の研修会開催
- キ 患者や家族向けの院内掲示等
- ク その他()

【この後はSQ1-8へ進んでください。】

SQ1-6 (Q1で「イ 方針としていない」又はSQ1-1で「イ いいえ」を選択した場合)

貴施設では、今後、選択肢提示を行うことを施設の方針とされる予定はありますか。または、どのような条件を満たす場合に、だれが、どのように提示するか等の詳細について新たに定める予定はありますか。

- ア はい (20 年 月頃:可能な限り予定時期を明記してください)
- イ いいえ
- ウ わからない

SQ1-7 (Q1で「イ 方針としていない」又はSQ1-1で「イ いいえ」を選択した場合)

貴施設では、これまでに終末期と診断された患者家族に対して選択肢提示を行ったことがありますか。

- ア はい ⇒ SQ1-8へ
- イ いいえ ⇒ SQ2-1へ
- ウ わからない ⇒ SQ2-1へ

SQ1-8 (Q1で「ア 方針としている」又はSQ1-7で「ア はい」を選択した場合)

選択肢提示を行う理由について、施設としての考えがあればそれを、特にない場合は回答者個人のお考えをお答えください。(複数回答可)

- ア 終末期において臓器提供の機会があることを知ることは、患者や家族の権利だと思うから
- イ 患者家族から臓器提供について医療者に申し出ることは難しいと思うから
- ウ 患者の潜在的な臓器提供の希望を把握することは、医療者の役目だと思うから
- エ 患者や家族に臓器提供の希望があれば、それに応じるのは医療者として当然のことだと思うから
- オ 以前、家族から臓器提供の申し出を受けた経験があったから
- カ その他()

SQ1-9 回答者個人のお考えをお答えください。

選択肢提示を行うことに対して、臨床現場で感じる問題点や課題は何ですか。(複数回答可)

- ア 職員に施設の方針が周知徹底されていない
- イ 施設の方針として選択肢提示を行うことは決まっていますが、具体的なタイミング、手法等が決まっておらず、担当者の判断にゆだねられている
- ウ 選択肢提示を行うことに対して、施設としての支援体制がない(その後のフォローやトラブルに対するサポート等)
- エ 個々の施設としてではなく、国や地方自治体等が公的に決めるべきだと思う
- オ 選択肢提示を行うことに反対する(または受け入れられない)職員がいる
- カ 選択肢提示を行うことによって、患者家族から否定的な反応を受けることがある、またはその恐れがある
- キ 家族関係が複雑で、選択肢提示を行うことが難しくなっている
- ク 特になし
- ケ その他()

【この後はQ3へ進んでください。】

SQ2-1 (SQ1-7で「イ いいえ」又は「ウ わからない」を選択した場合)

選択肢提示を行うことに対する障壁は何ですか。施設としての考えがあればそれを、特にない場合は回答者個人のお考えをお答えください。(複数回答可)

- ア 死別に直面した患者家族の心情を考えると、医療者からいうべきことではないと思う
- イ 終末期の診断を受けて辛い思いをしている患者家族に、臓器提供の話をする事でさらに辛い思いをさせてしまうと思う
- ウ 選択肢提示を行うことで、これまで築いてきた患者家族との信頼関係が壊れる可能性があると思う
- エ 選択肢提示を行うことで、「臓器を提供してほしいのではないか」と思われたり、そのような誤解を受ける恐れがある
- オ 臓器提供については、医療者からいうべきことではなく、患者家族側から自発的に申し出るべきことだと思う
- カ 治療を担当してきた立場からは到底いえることではない(いうべきではない)
- キ 選択肢提示を行うことは、法律等で決まっているわけではない
- ク 現時点では選択肢提示に対する社会的合意はないと思う
- ケ その他()

SQ2-2 回答者個人のお考えをお答えください。

患者自身や患者家族に臓器提供の意思があったら協力したいと思いますか。

- ア はい ⇒ Q3へ
- イ いいえ ⇒ SQ2-2-1へ
- ウ どちらともいえない ⇒ SQ2-2-1へ

【SQ2-2で「イ いいえ」又は「ウ どちらともいえない」と回答された方へ】

SQ2-2-1 差し支えなければ、そのように思われる理由をお答えください。

- ア 臓器提供に関わるのはいろいろと負担が大きい
- イ 患者家族とトラブルになる可能性はできるだけ避けたい
- ウ 臓器提供に対して個人的に賛成できない
- エ 以前臓器提供に関わったとき、いやな思い、あるいは大変な思いをした
- オ その他()

【この後はQ3へ進んでください】

【以下は、全ての方にご回答をお願いします。】

Q3 回答者個人のお考えをお答えください。

貴施設において、どのような環境や外部からの支援・協力が整備されれば、選択肢提示を(さらに)進めることができると思われますか。(複数回答可)

- ア 選択肢提示に関する公的なパンフレットやポスター等のツール
- イ 標準的な選択肢提示の手法に関する資料や、実際に選択肢提示を行っている施設からのアドバイス等
- ウ 選択肢提示について施設長等による方針の表明
- エ 選択肢提示を行う専門職員の配置
- オ その他主治医の負担軽減策(上記ア～エ以外)
- カ 同一都道府県内の多くの施設が選択肢提示を行う体制を整備する
- キ その他()

Q4 回答者個人のお考えをお答えください。

選択肢提示に関する国、地方自治体、日本臓器移植ネットワーク(JOT)の関与の仕方で望むことについてお選びください。(複数回答可)

- ア 施設に任せるのではなく、国や地方自治体等が公的に選択肢提示を進める方針を示す
- イ 国や地方自治体等が選択肢提示に関する公的なマニュアルを作成する
- ウ 選択肢提示に対して適正な経済的支援を与える(施設の認定、保険点数化、DPC係数化等)
- エ 脳死と考えられる患者に対して脳死診断を行う体制を公的に整備する
- オ 脳死診断に対して適正な経済的支援を与える(施設の認定、保険点数化、DPC係数化等)
- カ 治療を担当した医療者が選択肢提示を行うのではなく、第三者(例 JOTの臓器移植コーディネーター等)が行うような制度
- キ 終末期の段階で選択肢提示が行われることに対する国民の合意形成
- ク 終末期医療における、「知る権利・自己決定権」のあり方の1つとして、選択肢提示や臓器提供について国民に啓発する
- ケ 学校教育で移植医療を積極的に取り上げる
- コ 国民の臓器提供の意思表示内容が登録され、それを医療機関が直接確認できるような制度
- サ その他()

Q5 臓器提供・移植に関すること、選択肢提示に関すること等、ご自由にお書きください。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

調査は以上です。ご協力いただきまして誠にありがとうございました。